

調査の概要

1. 調査の目的

全国の卸売・小売業を営む商業事業所を対象とし、分布状況や販売活動等を把握して、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

2. 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく経済産業省所管の「指定統計調査」（指定統計第 23 号）として、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）に基づいて実施しました。

3. 調査の期日

平成 14 年商業統計調査は、平成 14 年 6 月 1 日現在を調査期日として実施しました。

なお、この調査は、平成 9 年の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしています。調査年次及び調査期日等は次のとおりです。

調査年次	調査期日	調査の種類	調査年次	調査期日	調査の種類
昭和 27 年	9 月 1 日	1	昭和 51 年	5 月 1 日	1
昭和 29 年	9 月 1 日	1	昭和 54 年	6 月 1 日	1
昭和 31 年	7 月 1 日	1	昭和 57 年	6 月 1 日	1
昭和 33 年	7 月 1 日	1	昭和 60 年	5 月 1 日	2
昭和 35 年	6 月 1 日	1	昭和 61 年	10 月 1 日	3
昭和 37 年	7 月 1 日	1	昭和 63 年	6 月 1 日	2
昭和 39 年	7 月 1 日	1	平成元年	10 月 1 日	3
昭和 41 年	7 月 1 日	1	平成 3 年	7 月 1 日	2
昭和 43 年	7 月 1 日	1	平成 4 年	10 月 1 日	3
昭和 45 年	6 月 1 日	1	平成 6 年	7 月 1 日	2
昭和 47 年	5 月 1 日	1	平成 9 年	6 月 1 日	2
昭和 49 年	5 月 1 日	1	平成 11 年	7 月 1 日	2

注) 表中の 1, 2, 3 は、次の調査種別を表します。

1 : 卸売・小売業、飲食店 2 : 卸売・小売業 3 : 一般飲食店

4. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類」 - 卸売・小売業」に属する全国の商業事業所（公営事業所を含む）を対象としています。

例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）も調査の対象としています。なお、店舗を有しないで商品を販売する無店舗の事業所、例えば、訪問販売、通信・カタログ販売などについては、販売の拠点となる事務所・自宅などを事業所として調査します。

ただし、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象から除きます。（有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とします。）

なお、調査期日に休業もしくは清算中、または季節営業であっても専従の従業者がいる事業所は対象とします。

5 . 調査の方法

調査は、調査員が対象となる事業所に調査票を配布し、申告者が自ら調査票に記入する方法(自計方式)により行われました。

調査の経路は次のとおりです

